

老後の安心、介護保険

介護を必要とする人を社会全体で支えていこうとする介護保険制度。市では平成12年4月の導入に向け、準備を進めています。昨年の7月1日号でお知らせした介護保険制度の内容に引き続き、介護保険制度のしくみと保険料のしくみ等についてお知らせします。

表1

介護保険制度のしくみ

サービスの内容

(在宅サービス)	(施設サービス)
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・短期施設入所 ・福祉用具貸与 ・住宅改修 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームへの入所 ・老人保健施設への入所 ・療養型病床群などへの入所

サービスの利用 ↓ ↑ 費用負担

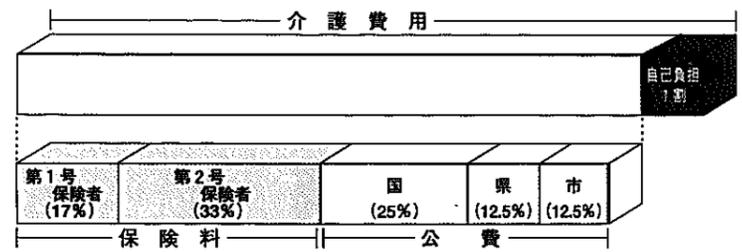
被保険者

第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
---------------------------	----------------------------

保険料

第1号被保険者	第2号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は所得に応じて決まります ・年金額が一定以上の人は年金から天引きされ、それ以外の人は市に個別に支払います 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険、国民健康保険など、それぞれが加入している医療保険に上乘せして一括徴収されます

費用負担



●介護費用と保険料

表一の「介護保険制度のしくみ」の費用負担をご覧ください。介護費用全体を百とすると、九十までが公費と保険料、残りが自己負担になります。公費と保険料の負担割合は半々で、公費のうち国が二分の一を、残りの四分の一ずつを県と市が負担します。保険料の負担割合は、六十五歳以上の人が徴収する保険料が三割、四十歳から六十四歳までの人から徴収する保険料が七割程度になります。介護の費用は、受ける介護の程度によって決まりますが、平成十年度に、厚生省が試算した費用は表二のとおりです。介護の目安は、表三のとおりです。これらの区分によって、在宅サービスの

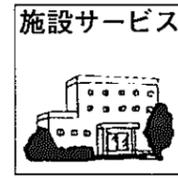
表2

介護費用

※介護費用と利用者負担割合の金額は、平成10年度の厚生省の単価を基にしたものです。



- ホームヘルプサービス
- ショートステイサービス(施設への短期入所)
- デイサービス
- 福祉用具の貸与・購入住宅の改修など



- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- 介護職員が手厚く配置された療養型病床群など

介護度	介護費用(平均)	利用者負担割合
要支援	60,000円	利用したサービス費用の1割は利用者本人が負担、残り9割は介護保険が負担します。
要介護度1	170,000円	
要介護度2	200,000円	
要介護度3	260,000円	
要介護度4	310,000円	
要介護度5	350,000円	

介護施設	介護費用(平均)	利用者負担割合
特別養護老人ホーム	315,000円	・介護費用の1割と食費の標準負担額23,000円を負担
老人保健施設	339,000円	・おむつ代は介護費用に含まれますが、おやつや雑誌などの購入費は個人負担
療養型病床群	461,000円	

表3

介護度の目安と要介護認定度

※この目安は、厚生省が検討している案です

認定区分	内容
自立	介護保険サービスは利用できません
要支援	日常生活の能力は基本的にあるが、生活の一部に介護が必要な人。またリハビリテーションなどの支援が必要な人
要介護度1	立ち上がりや歩行が不安定。着替えや掃除などに一部または全介助が必要な状態
要介護度2	自力での立ち上がりが困難。食事、トイレ、入浴などに一部または全介助が必要な状態
要介護度3	立ち上がりが自力ではできない。入浴、トイレ、着替えなどに全介助が必要な状態
要介護度4	日常生活能力が低下。入浴、トイレに全面的な介護が必要。野外へのはいはいなど問題行動が増加している状態
要介護度5	全面的な介護が必要で、意思の伝達がほとんどできない状態

●保険料は四十歳から

介護保険の保険料を納める人は、四十歳以上の人です。そのうち、六十五歳以上の人が第一号被保険者、四十歳から六十四歳までの人が第二号被保険者に区分されます。第一号被保険者の場合、保険料の支払いは年金から天引きされるか、自分で納めるかの二とおりです。今のところ、老齢・退職年金が月額一万五千元以上の人は、年金から天引きされることになっています。障害年金・遺族年金などからは天引きされません。第二号被保険者の場合、保険料は社会保険、国民健康保険などそれぞれが加入している医療保険に上乘せして一括徴収されます。四ページの表五は、国が示した保険料算定の目安で、所得の段階に応じて、保険料が徴収されることになります。

●介護サービスを受けるまで

こうして介護保険料を支払う人たちが、病氣や寝たきりになった場合には介護サービスを受けることができます。